

平成30年度
上野原市地域公共交通活性化協議会委嘱式及び第1回同協議会
議事要旨

日 時：平成30年6月27日（水） 午前10時から午前11時10分

場 所：上野原市役所 2階 会議室E

出席者：委員18名（4名代理出席、2名欠席）※途中参加1名

事務局：清水部長、尾形課長、鷹取リーダー、上條

委嘱式（次第）

1. 開式
2. 委嘱状交付
3. 市長のあいさつ（副市長）
4. 閉式

協議会（次第）

1. 開会
2. 協議事項
 - ◆協議第1号
役員選出について
 - ◆協議第2号
～上野原市地域公共交通再編整備事業～事業報告について
 - ◆協議第3号
平成29年度上野原市地域公共交通活性化協議会決算について
 - ◆協議第4号
監査報告について
 - ◆協議第5号
～上野原市地域公共交通再編整備事業～事業計画（案）について
 - （1）デマンド交通（生活交通確保維持改善計画認定申請を含む）
 - （2）路線バス
 - （3）地域公共交通の再々編（上野原市地域公共交通網形成計画に基づく取り組み）
 - ◆協議第6号
平成30年度上野原市地域公共交通活性化協議会予算（案）について
3. その他
4. 閉会

【委嘱式】

1. 開式（市民部長）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から上野原市地域公共交通活性化協議会委嘱式を開式いたします。

はじめに、互礼を行いますので、皆様、ご起立願います。

相互に礼。ご着席ください。

はじめに、本日、江口市長が別の公務のため、小早川副市長より、皆様に委嘱状を交付させていただきます。

小早川副市長が皆様の席を回り、委嘱状を交付させていただきますので、お受け取りください。

2. 委嘱状交付（副市長）

3. 市長あいさつ（副市長）

改めまして、おはようございます。

本来であれば、江口市長が皆様方に直接お願いするところではありますが、別の公務が重なっておりまして、くれぐれもよろしくお伝えするようにとのことでした。

それでは、上野原市地域公共交通活性化協議会委嘱式、並びに、このあと開催されます平成30年度第1回目の協議会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、皆様には、委員の就任をお願いいたしましたところ、この協議会の趣旨をご理解いただき、ご快諾いただきましたこと、まずもって心より感謝申し上げます。

また、昨年度は、上野原市地域公共交通網形成計画の策定にご協力いただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。

さて、上野原市におきましては、網形成計画の前身である総合連携計画に基づき、デマンドタクシーの導入などを行い、交通弱者への対応や交通空白地域の点在など、上野原市が抱える諸課題への対応を図ってきたところでございます。

しかしながら、昨年度、網形成計画の策定の過程で実施しました、市民、路線バス利用者、デマンドタクシー利用者を対象としたアンケート調査の結果を見ますと、各公共交通が市民の移動手段として必要不可欠なものとなっている一方、改善に向けてのご意見、ご要望等も見受けられることから、地域公共交通の安定確立に向けて対応していかなければならないものと再確認したところもございます。

今年4月1日には、上野原駅南口駅前広場が供用開始となり、これまで北口で乗り降りしていたバス、タクシーが南口に移転したことも踏まえまして、効率的かつ持続可能な公共交通の確保、維持の方策について、今後も引き続き皆様方と検討して参りたいと考えております。

地域公共交通の活性化は、地域の活性化の重要な部分を占めております。委員の皆様には、それぞれの見地から多くのご意見等をご頂戴しまして、かねてから期待されています

中心市街地を循環するバスの導入等、ネクストステージを見据えた具体的な事業に取り組むことができると考えておりますので、何かとご多用のこととは存じますが、ぜひご協力のほど、改めてお願いいたしますとともに、皆様方の益々のご活躍とご健勝を祈念しまして、あいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

4. 閉式（市民部長）

以上をもちまして、上野原市地域公共交通活性化協議会委嘱式を閉式いたします。

最後に、互礼を行いますので、皆様、ご起立ください。

相互に礼。ご着席ください。

【平成30年度第1回上野原市地域公共交通活性化協議会】

1. 開会（担当リーダー）

事務局員の紹介

（司会）

それでは、これより協議事項に入りますが、本日の会議につきましては、代理による出席も含めまして、出席委員17名、欠席委員3名（途中参加1名）でございます。出席委員が過半数に達しておりますので、協議会規約第8条第2項の規定により、この会議は、成立しております。

なお、同規約第8条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますが、まだ会長が決定されておられませんので、会長が決定するまで私の方で進行をさせていただきます。

2. 協議事項

（司会）

まず、協議第1号、役員選出についてを事務局より説明させていただきます。

（事務局）

説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、事前に配布させていただきました資料が、次第と資料No.1～10の11点でございます。付いている青いインデックスは、資料番号を示しています。

また、本日配布させていただきました資料が、本日の座席表1枚と協議会規約でございます。資料の不足などございませんでしょうか。

よろしければ、協議第1号、役員選出についてご説明させていただきます。

資料No.2をご覧ください。

役員を選出についてでございます。

協議会規約第4条及び第6条の規定によりまして、会長1名を委員の互選により選出することとなっております。

また、協議会規約第4条及び第6条、さらに第7条の規定によりまして、副会長1名、監事2名につきましては、会長が指名することとなっておりますので、ご確認をお願いい

たします。

以上で、協議第1号のご説明とさせていただきます。

(司会)

ただいま、事務局より役員選出について説明がありましたが、協議会規約によりまして、会長は委員の互選、副会長及び監事は会長が指名することとなっております。従いまして、まず、会長を委員の互選により選出していただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(委員)

事務局の方で案がありましたらお願いします。

(事務局)

事務局といたしましては、これまでの協議経過についてもよくご存じの委員さんをお願いできればと考えておりまして、もしよろしければ、前回も会長としてこの協議会にご参加いただいております、山梨大学の佐々木教授にお願いできればと考えますが、いかがでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(事務局)

異議なしということですが、佐々木委員、よろしいでしょうか。

よろしければ、会長につきましては、佐々木委員に決定させていただきます。

佐々木会長、お手数ですが、会長席に移動をお願いいたします。

(事務局)

それでは、会長より、一言ごあいさつをいただきました後、協議会規約第8条第1項の規定により、議長として進行いただくとともに、同規約第6条第1項及び第7条第1項の規定により、副会長及び監事の指名をお願いいたします。

(佐々木会長)

ただ今、協議会規約に基づきまして、皆様から会長に選出されました山梨大学の佐々木でございます。改めまして、よろしく願いいたします。

上野原市におきましては、先ほどの副市長のお話しにもありましたが、この4月から上野原駅南口駅前広場が供用開始となり、バス、タクシーの乗り降りが北口から南口に移転したこと、また新しく商業施設ができたことなど、地域公共交通に影響を及ぼす事業が展開されています。

これまでに引き続き、公共交通の改善を通じまして、上野原市がより暮らしやすい街になるよう、私もご協力させていただきたいと思いますので、委員の皆様にも、長期的、大局的な視点でのご協議に、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、協議に入らせていただきたいと思います。

協議会規約第8条第1項の規定により、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、協議第1号、役員選出について、協議会規約第6条第1項及び第7条第1項

の規定に基づきまして、副会長及び監事の指名をさせていただきます。

この協議会につきましては、上野原市から負担金をいただくなど、市との調整も必要なことから、副会長は前回から引き続き、上野原市の副市長さんに、お願いできればと思います。

また、監事につきましても、これまでと同様に、市商工会と市区長会の委員のお二人にお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

続きまして、協議第2号、上野原市地域公共交通再編整備事業事業報告について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議第2号、上野原市地域公共交通再編整備事業事業報告について、ご説明させていただきます。

資料No.の3をご覧ください。

平成23年3月策定の上野原市地域公共交通総合連携計画により進められて参りました上野原市地域公共交通再編整備事業につきましては、路線バス、デマンドタクシーそれぞれの長所をより一層引き出しながら改善を加え、継続実施していく必要があるとともに、上野原駅南口駅前広場供用開始など、状況変化を見据えた地域公共交通の再々編について、継続して検討していく必要があるとの認識のもと、次のとおり事業を実施いたしました。

1のデマンド交通について、平成25年10月から本格運行を開始いたしました上野原デマンドタクシーにつきましては、交通空白地域の解消や交通弱者を中心とする市民の移動手段として大きな役割を果たしていることから、改善を加えながら継続して確保していく必要があるとの認識のもと、計画どおり運行を継続しつつ、利用データなどの収集、分析等を実施いたしました。

また、平成29年度の運行委託契約については、上野原駅南口駅前広場の供用開始を見据え、単年度契約としましたが、平成27年10月から2年間、試行で行った複数年契約においての利点、例えば、事業者が運行地域を移った際の利用者の混乱回避、また、運行委託事業者の安定運行の確保などがあり、平成30年度は、2年間の複数年契約を念頭に進めていきたいと考えています。

それではここで、資料No.4の、A3の資料、上野原デマンドタクシー利用等状況をご覧ください。

この資料につきましては、上野原デマンドタクシーにつきまして、平成30年5月末までの利用等状況を取りまとめたものとなっております。

資料の1枚目は、総括表となっております。資料の2枚目以降の資料がその詳細版となっております。

詳細版につきましては、文字が大変小さくなっておりますので、お時間のある際にご確認いただければと思います。

資料の1枚目の総括表をご覧ください。

上から順に、まず、利用申込者数でございます。

本年5月末までの利用申込者数は、全地域合計で3,614人となっております。

本年6月1日現在の市の人口が23,547人でございますので、人口の15%程度の方が利用申込を行っている計算となります。

次に、横に移りまして、利用者数でございますが、平成23年10月の実証運行開始以降、本年5月末までに、延べ96,209人の利用がございました。

この数値を運行日数で割りました1日あたりの利用者数は、64.58人、運行可能であった便数で割りました1便当りの利用者数は、1.60人となっております。

また、性別、男女別の利用割合でございますが、こちらは女性の利用が圧倒的に多く、5月末までの比率では、女性が77.5%を占める結果となっております。

また、年代別の利用割合でございますが、高齢者の利用が圧倒的に多く、5月末までの比率では、60歳以上が88.4%を占める結果となっております。

次に2段目、こちらの利用者数が便別の利用割合でございます。

奇数の便は、各地域から中心市街地へ来る便、偶数の便は、中心市街地から各地域へ行く便となります。

奇数の便では、1便が26.5%で最も多く、次いで3便の16.1%となっております。

また、偶数便では、6便が19.0%で最も多く、次いで4便の18.1%となっております。

さらに、その横の奇数便と偶数便の比率を見ますと、奇数便が50.66%と、若干ではありますが、各地域から中心市街地へ来る便の比率が高くなっておりまして、本格運行がはじまったところから比率が逆転してきている状況がございます。

これは、薬局の無料で自宅まで送るといったサービスの影響が大きいものと考えております。

なお、総括表には掲載してございませんが、中心市街地に設けた停留所で利用率の高かった停留所についてもご報告させていただきます。

中心市街地に設けた停留所で利用率の高かった停留所につきましては、詳細資料の11ページ、12ページで確認できるように、奇数便の中心市街地へ来る便では、市立病院や梶谷整形外科、また、大塚バス停という、上野原駅への乗り換えのために利用される可能性が高い停留所になりますが、この3箇所が常に上位となっております。

また、偶数便の中心市街地から各地域へ行く便では、大塚バス停という、スーパー公正屋に近い停留所や市立病院、また、スーパーオギノが常に上位となっております。

続きまして、総括表の一番下の段になりますが、運行収支の状況でございます。

実証運行開始以降、5月までの収支率、徴収金額を委託料で割った数値につきましては、19.25%となっております。

直近3ヶ月の数値を見ますと、委託料が概ね300万円程度、徴収金額が約50万円、差額が250万円程度となっております。この状況が1年間継続すると仮定しますと、委託料が年間3,600万円ほど、徴収料金が600万円ほどとなりまして、協議会から運行業者へ支払われる金額につきましては、3,000万円ほどとなる計算になってございます。

なお、本格運行開始後につきましては、協議会への直接補助ではないのですが、国の補助金をいただく形となっております。本年9月までの予定額を含め、トータルで約3,250

万円の補助金を活用している状況となっております。

続きまして、運行回数・稼働率の状況でございます。

こちらの表の常用車両と予備車両という区分けでございますが、常用車両につきましては、1日に各方面ごとに8便の運行を予定する中で、予約があり運行する場合と、予約がなく運行しない場合があります。1台目の車両のことを言います。

また、予備車両につきましては、1台目の常用車両で乗りきれない4名を超える予約があった場合などに、追加で運行していただく2台目の車両のことを言います。

本年5月末までの常用車両の稼働率は64.3%で、1日8便の内5回は、予約があり運行した計算となります。

また、予備車両の稼働率は7.3%でございます。1日8便の内0.58回程度、1台目の常用車両で乗りきれない予約などが入り、2台目を運行した計算となります。

次ページ以降の詳細版につきましては、実車距離等の状況も掲載してございますが、本日は割愛させていただきたいと思っております。

全体を通じて、上野原デマンドタクシーにつきましては、高齢者等の通院や買い物のために欠かせないものになっていると考えております。以上がデマンド交通についての状況でございます。

資料No.3の事業報告にお戻りください。

2の路線バスでございます。

これまで、コモアしおつ方面への路線延長やデマンド交通運行地域における減回等を行って参りました路線バスにつきましては、デマンド交通と同様の理由で、改善を加えながら継続して確保していく必要があるとの認識のもと、路線バス、タクシー事業者と事務局は、月1回程度開催している会合を利用しまして、上野原駅南口駅前広場の供用開始後の路線に関する協議等を実施いたしました。

また、平成30年4月から新井線において、同年4月に供用開始した総合福祉センターと以前から乗り入れの要望があった市立病院へ経由する便を1日3往復、運行を開始しました。

なお、路線バスのコモアしおつ方面への拡充につきましては、引き続き利用状況等を把握するに留まっております。

資料No.の5、コモアしおつ方面への路線バスの拡充に伴う利用状況の中では、上野原駅からコモアしおつを経由し、太田上・犬目方面に向かう往路の1便あたりの平均数値は、0.71人という数値となっており、また、先ほどとは逆の復路でございますが、1便あたりの平均数値は、0.97人となっております。

続きまして、再度、資料No.の3、事業報告にお戻りください。

裏面の2ページ、3の地域公共交通の再々編でございます。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画については、上野原駅南口駅前広場の完成時期を計画策定の期限として進め、協議会での協議の結果、平成30年3月に策定しました。

また、平成30年4月1日に上野原駅南口駅前広場が供用開始となり、これまで北口に整

備されていたバスやタクシーの乗降場所が南口に移転等、交通状況等に変化が生じ、また、県や国においても地域公共交通関連の施策に変化が生じるなど状況の移り変わりが激しくなっている中、今後の地域公共交通については、皆が暮らしやすく訪れやすいというような、地域社会づくりの一環として進めていく必要があるとともに、効率的かつ持続可能な公共交通の確保・維持の方策を今後も継続して模索していく必要があるとの認識のもと、関係事業者と事務局は、月1回程度の会合を実施しました。

会合におきましては、上野原駅南口の供用開始時点を地域公共交通の再々編の機会と捉え、今後も継続して会合を実施することとしております。

以上、協議第2号のご説明とさせていただきます。

(議長)

ただ今、協議第2号について、事務局から説明がありました。

協議第2号について、ご質問等はございますでしょうか。

協議第2号については、よろしいでしょうか。

それでは、協議第2号につきましては、承認することにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本件については、承認いたします。

(議長)

続きまして、協議第3号、平成29年度上野原市地域公共交通活性化協議会決算について事務局に説明を求めます。また、その後続けて、関連のあります協議第4号、監査報告について、監査委員さんから報告をお願いします。

(事務局)

それでは、協議第3号、上野原市地域公共交通活性化協議会決算について、ご説明させていただきます。

資料No.の6をご覧ください。

はじめに、上段の表の歳入でございます。

まず、1の負担金でございますが、本協議会に対しての上野原市の負担金となります。予算現額32,258,000円に対し決算額は27,535,000円で、予算現額に対し決算額は4,723,000円少なくなっております。この理由としましては、地域交通網形成計画の策定業務委託費の入札差金が約270万円発生したことと、残りの約200万円は、当初の想定よりもデマンドタクシーの運行委託費が少なくて済んだことから、繰越金が多額になることを避けるため、上野原市からの負担金を減少させたものでございます。

次に、2の補助金でございますが、補助金の収入はございませんでしたので、予算現額1円に対し決算額は0円で、予算現額に対し決算額は1円少なくなっております。

次に、3の繰越金でございますが、前年度の協議会会計からの繰越金でございます。予算現額427,445円に対し決算額は予算額と同額の427,445円となっております。

次に、4の諸収入でございますが、予算現額6,688,554円に対し決算額は6,689,027円で、予算現額に対し決算額は473円多くなっております。

この内、6,689,000円は、国から各運行事業者者に支払われました平成27年10月から平成28年9月までの運行に対する国庫補助金を協議会へ入金いただいたものとなっております。

して、千円未満の27円が預金利息となっておりまして、

歳入の合計としましては、予算額39,374,000円に対し決算額は34,651,472円で、予算現額に対し決算額は4,722,528円少なくなっております。

次に、下段の表の歳出でございます。

まず、1の運営費の1の会議費でございますが、こちらは委員さんへの報酬と交通費になります。予算現額92,000円に対し決算額は66,128円で、予算現額に対し決算額は25,872円少なくなっております。

次に、1の運営費の2の事務費でございますが、協議会の開催通知の郵便料を支出しております。予算現額28,000円に対し決算額9,420円で、予算現額に対し決算額は18,580円少なくなっております。

1の運営費の予算現額合計120,000円に対し決算額75,548円で、予算現額に対し決算額は44,452円少なくなっております。

次に、2の事業費の1の事業費でございますが、予算現額39,094,000円に対し決算額34,080,247円で、予算現額に対し決算額は5,013,753円少なくなっております。先ほど申し上げましたが、地域公共交通網形成計画の策定委託業務委託費の入札差金が減額の主な原因で、デマンドタクシーの運行委託費や登録証等の発送のための郵便料、その他消耗品の購入費として支出しております。

次に、3の予備費でございますが、予算現額160,000円に対し決算額0円でございます、こちらの予算につきましては支出することはございませんでした。

歳出の合計としましては、予算現額39,374,000円に対し決算額34,155,795円で予算現額に対し決算額は5,218,205円少なくなっております。

歳入合計34,651,472円に対しまして歳出合計34,155,795円、差引残高は495,677円となりまして、この残高につきましては、平成30年度の協議会会計に繰り越すこととなります。

なお、これまでの経過もございまして、今回監事に指名されました区長会の大神田会長さんと商工会の落合事務局長さんに、過日、会計監査を行っていただいておりますので、この後、区長会の大神田監事さんの方から監査報告をいただきたいと思っております。

以上で、協議第3号の説明とさせていただきます。

(議長)

続きまして、監査報告を大神田監事さんからお願いいたします。

(大神田監事)

それでは、監査報告をさせていただきます。

上野原市地域公共交通活性化協議会規約第7条第2項の規定により、平成29年度上野原市地域公共交通活性化協議会決算について、平成30年6月18日に帳簿並びに関係書類を監査したところ、正確かつ適正に処理されていると認め、これを報告いたします。

平成30年6月27日、上野原市地域公共交通活性化協議会監事、大神田光司、同じく、落合康文。

(議長)

ただ今、協議第3号について事務局からの説明と、協議第4号について監事さんからの報告がありました。

協議第3号と協議第4号について、何かご質問等はございますでしょうか。

協議第3号、協議第4号につきましては、よろしいでしょうか。

それでは、協議第3号、協議第4号につきましては、一括して承認することにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本件については、承認いたします。

(議長)

続きまして、協議第5号、上野原市地域公共交通再編整備事業事業計画(案)について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議第5号、上野原市地域公共交通再編整備事業事業計画(案)について、ご説明させていただきます。

資料No.8をご覧ください。

上野原市地域公共交通再編整備事業の事業計画(案)でございます。

この事業計画につきましては、新しく作成した上野原市地域公共交通網形成計画において、路線バスやデマンドタクシーそれぞれの長所をより一層引き出しながら改善を加え、継続実施していくために、また、上野原駅南口駅前広場の供用開始後の状況変化に対応する地域公共交通の再々編について、継続して検討していくために、事業計画として策定するものでございます。

はじめに、1としまして、デマンド交通について記載させていただいております。

先ほど、上野原デマンドタクシーの利用等状況をご報告させていただきましたが、その利用者数等を見ましても、特に高齢者を中心とする市民の生活に欠かせない移動手段となっております。

従いまして、上野原デマンドタクシーにつきましては、運行を継続しつつ、利用データなどの収集、分析等を実施していく計画を案とさせていただきました。

1ページをご覧ください。

はじめに、(1)の名称でございますが、これまでと同様に上野原デマンドタクシーとし、2ページの(2)にございますように、上野原市地域公共交通活性化協議会が事業主体となって実施することとしています。

次に(3)の運行委託事業者でございますが、先ほども申し上げましたとおり、現在、単年契約をしておりますので、平成29年10月から平成30年9月までの運行委託事業者は、平成29年8月24日に執行いたしました指名競争入札の結果のとおりとする計画となっております。

次に(4)運行開始予定日でございますが、今年の10月1日の月曜日から運行を開始することとし、(5)の運行日につきましては、これまでと同様に、月曜日から金曜日までの平日に運行する計画となっております。

また、(6)の運行地域でございますが、こちらもこれまでと同様に第1.1地域から第4地域までのエリアを、それぞれ常用車両と予備車両を1台ずつ配車して運行する計画となっております。

3ページをご覧ください。

(7)の運行時間及び運行便数でございますが、こちらもこれまでと同様に、8時から17時までの間に合計8便、1便毎の運行時間を概ね1時間以内としまして計画してございます。

各便の出発時間につきましては、ここに記載しているとおりで現状問題が一番少ないものと考えておりますが、利用者からの様々な要望もございまして、1便あたり概ね1時間の運行時間の中で、その利用状況により事務局調整案で事業者が手続きを行うことができるものとさせていただきたいと考えております。

次に(8)の運行形態でございますが、こちらもこれまでと同様でございます。利用登録制で電話予約を必要とする、また、利用者の自宅付近の停留所と中心市街地の停留所とを結ぶデマンド型乗合運行とする、同一地域内での利用も可能とするが、中心市街地の停留所間の移動には利用することができない、乗車定員を超える必要がある場合には台数を増加し、予約がない場合には運行を行わない、中心市街地から各地域へ向かう便については、各地域間の乗り継ぎに配慮し、上野原市役所を起点とする計画となっております。

次に(9)の運行車両でございますが、こちらも現状から変更をせず、より効率的で効果的であると運行を受託する事業者が判断するのであれば、セダン型にこだわらず、ワゴン型の運転手を除く乗車定員9人以下の車両までの運行を可能とする計画となっております。

次に(10)の運賃でございますが、ここに記載してございますのは、1回、片道の乗車運賃でございます。こちらも変更はございませんが、中学生以上につきましては500円、小学生につきましては半額の250円、小学生未満につきましては、無料という設定を基本とさせていただいております。

また、中心市街地に近い一部の地域と同一地域内での移動につきましては、中学生以上300円、小学生150円の設定にしております。

4ページをご覧ください。

(11)の停留所でございますが、地域内の停留所につきましては、幹線道路沿いだけでなく、停留所までの移動負担を軽減できるよう、きめ細かく設置することとしています。また、中心市街地の停留所につきましては、医療機関をはじめ商業施設や公共施設等へ設置することとしております。

現段階では、安全上の問題等もある関係で、大きく位置を変更する予定はございませんが、さらに検討を加え、運行開始日までに、より利便性の高い停留所となるよう取り組んで参りたいと考えております。

次に(12)の利用者でございますが、こちらにつきましても変更はなく、市民、市民の親族及び市内に住居を有する者で、あらかじめ利用登録を行った者としております。

次に(13)の利用方法でございますが、事前に電話で予約する、予約は利用日の1週間前から、受付時間は平日の8時30分から17時まで、締切時間は1便のみ前日の17時までとし、その他の便につきましては当日の便ごとに定める時間とする計画となっております。

また、利用当日に予約した停留所で乗降し、乗車時に利用登録証を提示、降車時に運賃を支払うという内容になっております。

次に（14）でございます。デマンド交通に関する最後の項目になりますが、上野原デマンドタクシーの運行を受託した事業者は国の補助金事業を活用して実施することとし、各事業者に交付された補助金については、上野原市地域公共交通活性化協議会が補助金交付前に前払いしていた分として協議会へ戻入いただき、その後の協議会の事業に活用していくこととしております。

この補助金に関連しまして、資料No.9の生活交通確保維持改善計画認定申請書をご覧ください。

こちらは、国の補助対象事業としていただくために、提出が必要となるものでございます。

記載内容につきましては、これまで申し上げて参りましたデマンド交通に関する事業計画とほぼ同様の内容となっております。

なお、今後の皆様のご協議や事務局と国とのやりとりの中で、申請書に記載させていただいております内容を修正しなければならない箇所が生じる可能性がございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

説明が長くなって申し訳ありませんが、No.8の事業計画（案）に戻っていただき、5ページをご覧ください。

事業計画（案）の2としまして、路線バスについて計画しております。

路線バスのコモアしおつ方面への拡充につきましては、先ほどご説明申し上げましたが、引き続き利用状況等を把握する中で、路線バス事業者と事務局は、蓄積してきたデータを積極的に公開しつつ住民と協議を行い、今後の運行について、方針決定していくことを計画しております。

また、新井線において平成30年4月から経由運行を開始した、市立病院と総合福祉センターについては、今後、乗り降りの利用状況等を把握し、循環バスを導入するための資料としていきたい。

それから、デマンド交通運行地域における路線バスの減回や上野原駅南口駅前広場の供用開始に伴う路線等の変更については、より効率的で効果的かつ持続可能な交通網を構築するため、関係事業者と事務局が、十分に協議、調整を継続して行うこととしています。

次に事業計画（案）の3、地域公共交通の再々編でございます。

先ほども申し上げましたとおり、上野原駅南口駅前広場の供用開始に伴い、駅北口のバスやタクシーの乗降場所の駅南口駅前広場への移転、また、駅周辺にホームセンター、スーパー等の商業施設が新たに設けられ、今後も交通状況等に大きく変化が生じてくる可能性があります。また、運転免許証の返納促進への対応が急がれるなど、新たな課題も出てきております。

こうしたことに対応するため3月に策定した上野原市地域公共交通網形成計画では、具体的な実施事業を記載しており、中でも主なものとして、中心市街地における循環バスの運行があります。現在、富士急山梨バス様と運行方法等について、慎重に協議をしている

ところであり、今後も引き続き協議、調整を継続して参りたいと考えています。
以上、長くなりましたが、協議第5号の説明とさせていただきます。

(議長)

ただ今、協議第5号について、事務局から説明がありました。
何かご質問等はございますでしょうか。

(委員)

島田地区の声としては、上野原駅南口の商業施設へ行くために、南口にデマンドタクシーの停留所を設けてほしい。いかがでしょうか。

(事務局)

デマンドタクシーの南口への乗り入れについては、協議会で合意形成が図られることが必要であり、これまでの過程で、路線バス、タクシーが乗り入れしている南口には、デマンドタクシーは、現在、乗り入れできないことになっております。

今後、交通網形成計画の中の公共交通の役割分担の明確化という実施計画の項目で検討させていただきたいと思っております。

(議長)

停留所につきましては、市民に認知され、かつ安全に車両が停車できる場所としており、また、デマンドタクシーを開始した当初からの交通関係の協議における棲み分けを踏まえ、今後検討していくということで、ご理解いただきたいと思います。

その他、何かありますか。

(委員)

同様の内容ですが、上野原駅北口のデマンドタクシーの停留所は、現在、駅北口の駐輪場前ですが、今後改善されないのでしょうか。市民の要望としては、駅北口直近にしてほしいという意見が多くあるようです。事務局の考えはどうか。

(事務局)

過去に公共交通事業者と市を交えた中で、長期にわたって駅前広場を含めた駅周辺の利用の仕方を協議して、現在の区分に治まった経過があります。

先ほどのご質問と同様の回答になりますが、今後、交通網形成計画の中の公共交通の役割分担の明確化という実施計画の項目で検討させていただきたいと思っております。

(委員)

その協議とは、どのような協議なのかが不明確であると思っております。

誰のための公共交通なのかを考えていただき、市民を原点において考えてほしい。

それについては、いかがですか。

(事務局)

デマンドタクシーは、市民の交通空白地域解消を目的に始めた事業であり、今後の課題は、先ほどの説明のとおり、状況の変化に応じた交通体系の棲み分けをすること、またこれを継続していかなければならないことと考えています。引き続きデータ収集を行い、協議会の中で改善を図っていきたい。

(議長)

補足として、関係事業者、路線バス、タクシーとの間で行う協議は、デマンドタクシーだけでなく、それぞれに公共交通利用者がいるため、その調整は、簡単にいくものではないと考えています。各公共交通がお互いの立場を考えていかなければならないということが、この協議会においては、以前から課題となっていました。

ご意見が多くある事柄については、協議会の委員さんたちの了解をいただきながら進めて参りたいと思います。

(委員)

今のお話のようにこれから協議を進めていただくのに大事なのは、どこでも降りてよいというのではなく、バス停の位置を考えてほしいという利用者の願いを実現するために、協議会があるのだと思います。

今後、いろいろな意見を吸い上げ、固定観念にとらわれずに進めていただきたいと思います。

また、デマンドタクシーは、交通空白地域解消のために始まったという説明がありましたが、交通空白地域は現在も残っており、以前よりも不便になった地域もあります。

例えば、秋山地区の都留市寄りの地区については、生活圏、通学圏が都留市にあり、市町村合併後、解決していないものが多くあります。

都留市への路線バスの廃止によって困ったため、都留市役所の地域公共交通担当課と協議をしたことがあり、その時は、峠を越えて都留市内まで来ることができれば、都留市民と同じ運賃で都留市循環バスに乗車することが可能という回答までいただいた経過があります。しかしながら、当時、上野原市役所の生活環境課へお願いしたが、両市間での協議はなく、この協議会で議題に上がることはなかったことと思います。

利用者のことを考えると、現在のような市内で完結する公共交通ではなく、隣の神奈川県で行われている、近隣の自治体と協力して自治体同士をつなげている動きを参考にして、交通空白地域を解消し、生活圏を守ることが大事だと思います。その辺を踏まえて前向きに取り組んでほしいと思います。

(議長)

こちらについては、要望として事務局の方で対応していただきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

無いようですので、いろいろなご意見がありましたが、利用者からの要望に今後、配慮し、ご意見については、協議を重ね改善に努めていくということでご了解いただいたため、協議第5号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

ご異議がないようですので、本件については、原案のとおり承認いたします。

(議長)

続きまして、協議第6号、平成30年度上野原市地域公共交通活性化協議会予算(案)について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議第6号、平成30年度上野原市地域公共交通活性化協議会予算(案)につ

いて、ご説明させていただきます。

資料No.の 10 をご覧ください。

平成 30 年度の上野原市地域公共交通活性化協議会予算（案）でございます。

はじめに、上段の表の歳入でございます。

まず、1 の負担金でございますが、本協議会に対しての上野原市の負担金でございます、28,693,000 円を計上してございます。

次に、2 の補助金でございますが、補助金収入は予定してございませんが、科目を残す関係上、1 円を計上してございます。

次に、3 の繰越金でございますが、平成 29 年度の協議会会計からの繰越金でございます、495,677 円を計上してございます。

次に、4 の諸収入でございますが、4,435,322 円を計上してございます。

この内、4,435,000 円は、国から各運行事業者に支払われました平成 28 年 10 月から平成 29 年 9 月までの運行に対する国庫補助金を協議会へ入金いただくものでございまして、千円未満の 322 円は預金利息を想定してございます。

歳入の合計としましては、33,624,000 円でございます。

次に、下段の表の歳出でございます。

まず、1 の運営費の 1 の会議費でございますが、こちらは委員さんへの報酬と交通費等でございます、60,000 円を計上してございます。

次に、1 の運営費の 2 の事務費でございますが、運営に関する事務費として消耗品等を想定し、20,000 円を計上してございます。

従いまして、1 の運営費の合計としまして 80,000 円を計上してございます。

次に、2 の事業費の 1 の事業費でございますが、先ほどご承認いただきました事業計画を実施していくために、33,384,000 円を計上してございます。支出の主な内容としましては、その多くがデマンドタクシーの運行委託費でございますが、その他としまして、利用登録証等を発送するための郵便料、利用登録証に使用するカードケースなどの購入費などを想定してございます。

続きまして、3 の予備費でございますが、昨年度と同様に 160,000 円を計上してございます。

歳出の合計としましては、歳入と同額の 33,624,000 円となっております。

以上で、協議第 6 号のご説明とさせていただきます。

(議長)

ただ今、協議第 6 号について、事務局から説明がありました。

何かご質問等がございますでしょうか。

協議第 6 号については、よろしいでしょうか。

それでは、協議第 6 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本件については、原案のとおり承認いたします。

以上で、予定されておりました本日の協議は、全部終了しました。

よろしければ、委員の皆様のご協力に感謝申し上げ、議長の座を降ろさせていただきます。

す。

ありがとうございました。

(事務局)

佐々木会長、ありがとうございました。

続きまして、次第の3、その他でございます。

事務局からは、特にございませんが、委員の皆様からは何かございますでしょうか。

その他については、よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、本日は、大変お忙しいところ、また、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第1回上野原市地域公共交通活性化協議会を閉会いたします。